



長野県報

3月23日(木)
令和5年
(2023年)
第391号

目次

規則

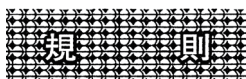
児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（こども・家庭課児童相談・養育支援室）	1
工科短期大学校管理規則の一部を改正する規則（産業人材育成課）	2
長野県登山安全条例施行規則の一部を改正する規則（山岳高原観光課）	2
畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の一部を改正する規則（園芸畜産課）	2
森林法施行細則の一部を改正する規則（森林づくり推進課）	3
県営住宅等に関する規則の一部を改正する規則（建築住宅課公営住宅室）	5

告示

保安林の指定施業要件の変更予定（2件）（森林づくり推進課）	5
保安林の指定施業要件の変更（森林づくり推進課）	6
都市計画事業の認可（都市・まちづくり課）	6
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	7
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	7

公告

家畜伝染病発生の届出（園芸畜産課家畜防疫対策室）	8
建設業法に基づく営業所の所在地の確知（建設政策課）	8
特定調達契約に係る一般競争入札（2件）（会計課）	8
令和4年度定期監査の結果に関する報告に基づき講じた措置及び監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対する方針（監査委員事務局）	13



児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年3月23日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第5号

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条の2を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

条例第12条第2項の規則で定める措置は、当該児童福祉施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施することとする。

附則第5項中「乳児4人以上を入所させる」を削り、「を、」を「(以下この項において「看護師等」という。)を、」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第14項中「児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生労働省令第51号）附則第2項」を「附則第5項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

こども・家庭課児童相談・養育支援室

工科短期大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年3月23日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第6号

工科短期大学校管理規則の一部を改正する規則

工科短期大学校管理規則（平成6年長野県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「の専門課程」を「及び長野県南信工科短期大学の専門課程」に、「別表第1のとおりとする」を「職業能力開発促進法施行条例施行規則（平成25年長野県規則第11号）第4条第1項に規定する基準及び同条第2項に規定する知事が定める基準に従い、毎年度校長が定める」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「別表第1又は別表第2に規定する」を「第1項の規定により校長が定める」に改め、同項ただし書中「これらの表に規定する」を「同項の規定により校長が定める」に改め、同項を同条第3項とする。

第7条第2項中「前条第4項ただし書」を「前条第3項ただし書」に改め、「当該別表第1又は別表第2に規定する」を削る。

第16条中「又は第2項」を削る。

別表を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

産業人材育成課

長野県登山安全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年3月23日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第7号

長野県登山安全条例施行規則の一部を改正する規則

長野県登山安全条例施行規則（平成27年長野県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「、アルピコ交通株式会社」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山岳高原観光課

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年3月23日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第8号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の一部を改正する規則

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則（令和4年長野県規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「別表第2の(い)の項」を「別表第2の(1)の項の(ろ)欄」に、「図書」を「図書（基礎伏図、床伏図、小屋伏図及び構造詳細図を除く。）」に改め、同条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

園芸畜産課

森林法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年3月23日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第9号

森林法施行細則の一部を改正する規則

森林法施行細則(昭和35年長野県規則第25号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第4条」を「第4条第1号」に改め、「の各号」を削り、同条に次の3項を加える。

2 省令第4条第2号に規定する開発行為に関する計画書の内容は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開発行為に係る事業又は施設の名称
- (2) 開発対象区域の面積
- (3) 開発対象区域内現況図及び流域現況図
- (4) 行為の形態別の施工区域、法(のり)面の位置、施設又は工作物の種類ごとの位置及び残置し、又は造成する森林又は緑地の区域を示す利用計画図
- (5) 法面の高さ、勾配及び土質、施工前の地盤面並びに法面保護の方法を示す図面
- (6) 切土、盛土又は捨土の工法及び土量
- (7) 防災施設等の設計図及び設計根拠
- (8) 建設物等の概要図
- (9) 残置する森林又は緑地の地番及び面積、造成する森林又は緑地の位置、面積、植栽樹種、植栽本数等並びにこれらの森林又は緑地の維持管理方法
- (10) 一時的利用の場合には、利用後の原状回復方法
- (11) 工事の実施工程
- (12) 開発行為に係る事業の全体計画及び期別計画
- (13) 防災施設の維持管理方法

3 省令第4条第3号に規定する書類には、同意した者の印鑑証明書を添付しなければならない。

4 省令第4条第6号に規定する開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 資金計画書
- (2) 開発行為に要する資金の調達方法を証する書類
- (3) 法人にあつては、貸借対照表、損益計算書その他の当該法人の経営状況を確認できる書類
- (4) 納税証明書
- (5) 事業経歴書
- (6) 法人にあつては、定款その他の基本約款
- (7) その他知事が必要と認める書類

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第4条の2第2項中「及び第4条」を削る。

様式第1号の備考を同備考の1とし、同1の次に次のように加える。

- 2 開発行為の施行体制に変更がある場合は、変更後の開発行為の施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。

様式第9号の職員用を次のように改める。

(職員用)

(第1面)

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書		
職 名	写真		
氏 名			
生年月日			
	年	月	日交付
	年	月	日限り有効
長野県知事			印

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- (備考)
- この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 - 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 裏面には、参照条文を記載することができる。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則による改正前の森林法施行細則の規定に基づいて交付されている身分を示す証明書は、この規則による改正後の森林法施行細則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

森林づくり推進課

県営住宅等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年3月23日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第10号

県営住宅等に関する規則の一部を改正する規則

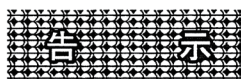
県営住宅等に関する規則（昭和44年長野県規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1中「吉野団地 細萱団地」を「細萱団地」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

建築住宅課公営住宅室



長野県告示第149号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示します。

令和5年3月23日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡上松町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
落石の危険の防止
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上松町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第150号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示します。

令和5年3月23日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡上松町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。